恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令の概要

総務省政策統括官（恩給担当）

１．政令の趣旨

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成20年政令第120号）は、恩給法（大正12年法律第48号）第65条第２項に規定する恩給改定率、恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号）附則第14条第１項に規定する普通扶助料に付される加算額等を定めるものである。今般、令和８年度における恩給改定率、普通扶助料に付される加算額等を定める必要があることから、恩給法第66条第４項等の規定に基づき、同令の一部を改正する。

また、恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和55年政令第276号）は、恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号）附則第14条の２に規定する寡婦加算の調整の対象となる年金及び調整に関する基準額を定めるものである。今般、寡婦加算の調整に関する基準額を引き上げる必要があることから、同法附則第14条の２第１項ただし書等の規定に基づき、同令の一部を改正する。

２．改正の内容

⑴　令和８年度における恩給改定率を1.067とする。
⑵　普通扶助料の寡婦加算額に加算する額を以下の額とする。
　①　扶養遺族である子が２人以上ある場合　16,900円
　②　扶養遺族である子が１人ある場合　　9,600円
　③　60歳以上である場合（①・②を除く）　　9,200円
⑶　公務関係扶助料の遺族加算額に加算する額を9,200円とする。
⑷　傷病者遺族特別年金の遺族加算額に加算する額を9,200円とする。
⑸　寡婦加算の調整に関する基準額を85万円とする。

３．施行期日

令和８年４月１日